

環境創造センター中長期取組方針の概要



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

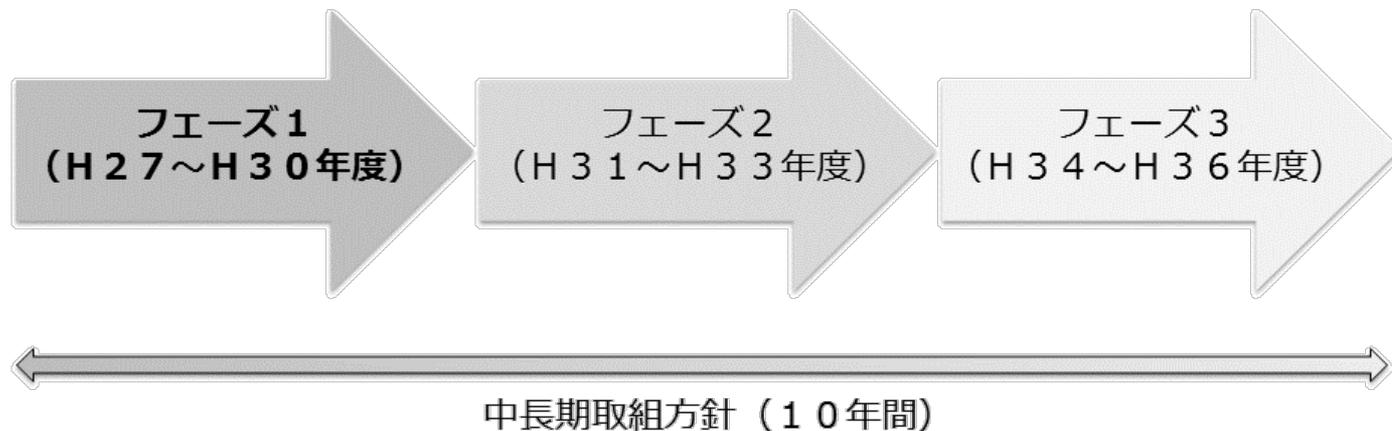
● 環境創造センター中長期取組方針とは、

- ① 環境創造センターにおいて、県、日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)、国立環境研究所(以下「国環研」という。)の三者が連携・協力して、中長期にわたり取り組む基本的な事業方針を定めるもの。
- ② 平成27年2月に開催された環境創造センター運営戦略会議において策定

● 方針の期間

適用期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間

環境創造センターの事業は、前例がないものであることから、3つのフェーズによる段階的な取組方針とする。



フェーズ1(H27~H30年度)の4年間については、除染の徹底、除去土壌及び放射性物質に汚染された廃棄物等の適正処理、放射性物質の環境動態解明など、福島県の環境回復に資する喫緊の課題への対応を優先する。

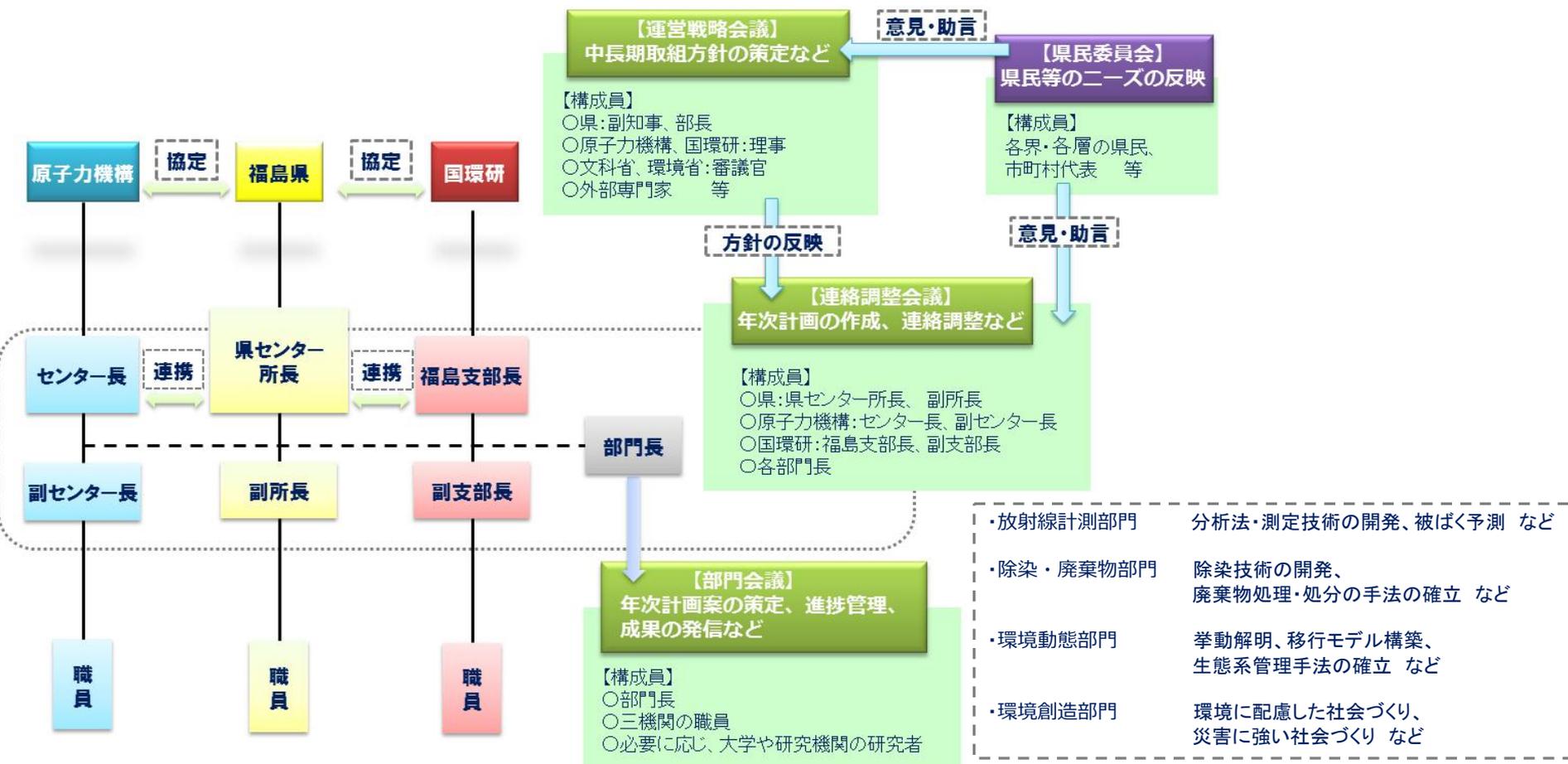
フェーズ2以降(H31年度以降)については、フェーズ1での三者の取組成果等を評価した上で改めて策定する。

方針の推進体制

● 推進の基本的考え方

県は、原子力機構及び国環研と連携・協力を図りながら、環境の回復・創造のため取組を主体的かつ総合的に行い、本方針を推進する。

原子力機構及び国環研は、原子力災害からの復旧・復興に向けた取組に積極的に貢献するとともに、本県の環境回復・創造のため、その優れた知見と研究リソースを活用して総合的な機能が発揮できるよう連携・協力を進める。

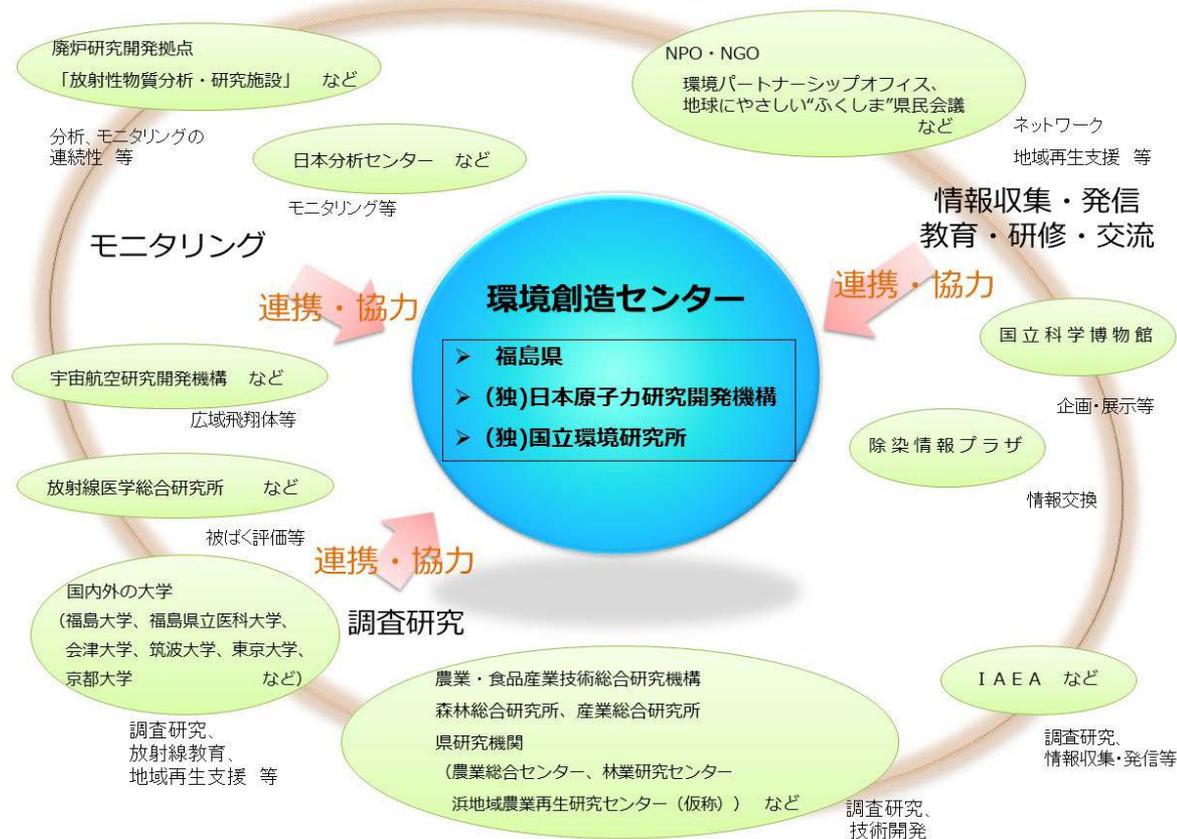


● 基本的考え方

① 県民が安心して生活できる環境の一刻も早い実現

② 県民の多様化するニーズに応えられる安全と安心が確保された社会の構築

県、原子力機構、国環研の三者が、総合的、発展的な連携・協力に取り組むための基盤整備・体制強化を図りつつ、効果的・効率的な調査研究等の事業を行う体制の構築に総力を挙げて取り組む。



中長期にわたる事業方針(平成27～36年度)

○モニタリング

空間線量や放射性物質のきめ細やかで継続的なモニタリングを行うとともに、緊急時におけるモニタリング体制を整え、緊急時の対応に当たる。

○情報収集・発信

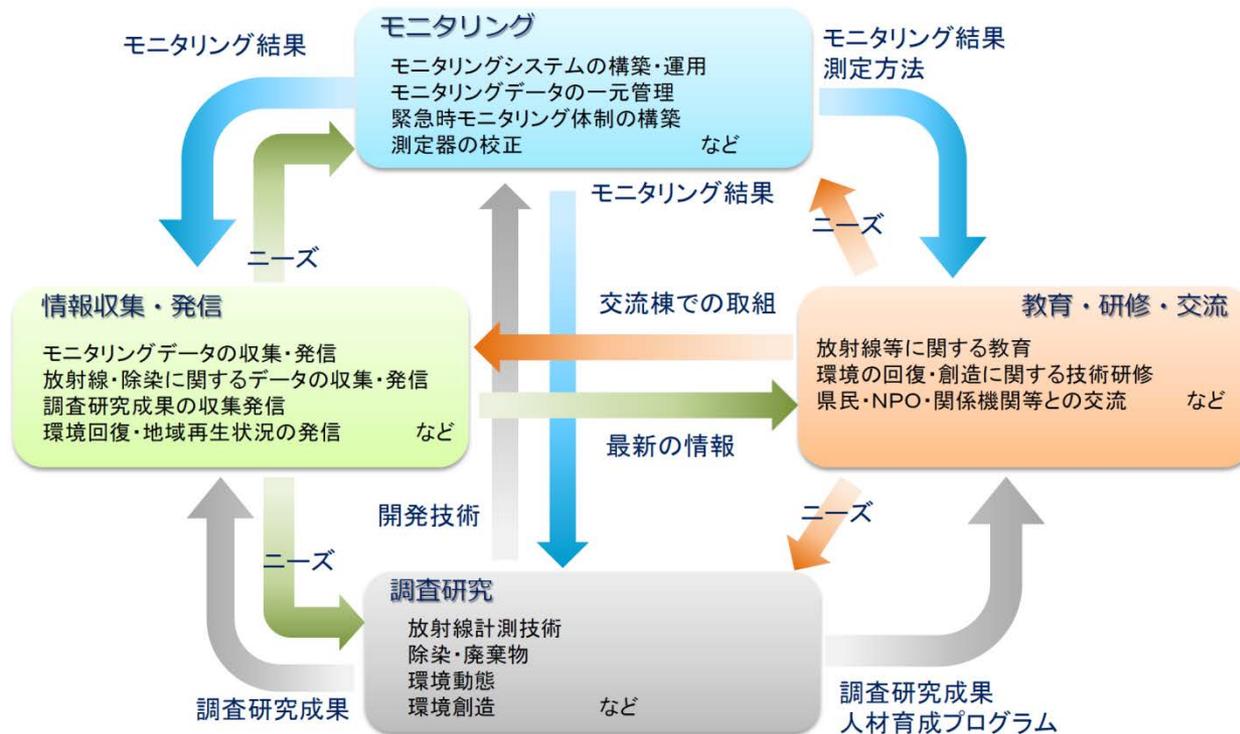
関係情報を一元的に収集整理し、県民等が分かりやすい形で活用できるような情報発信体制の整備を進めるとともに、世界が注目する知見や経験を国際的に共有するための積極的な情報収集・発信を行う。

○調査研究

基本的考え方に沿い効果が高いと見込まれる調査研究を優先的に選定し、関連する研究を計画的、体系的に進め、適時・的確にその成果を活用していく。

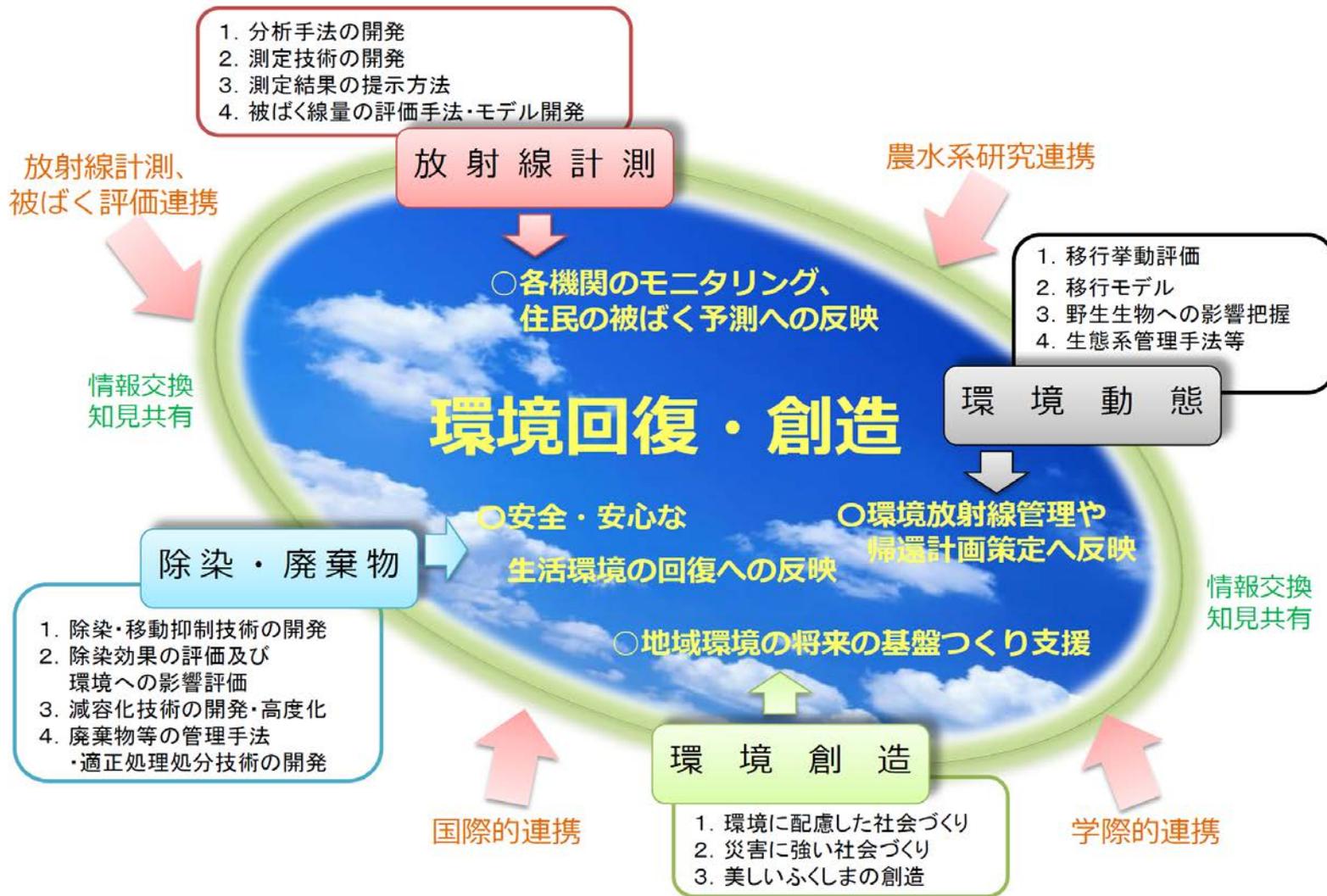
○教育・研修・交流

本県の環境の現状や放射線に関する正しい情報を伝え、本県の未来を創造する力を育むための教育・研修・交流に取り組む。また、大学等と連携した長期にわたる人材育成に貢献する。



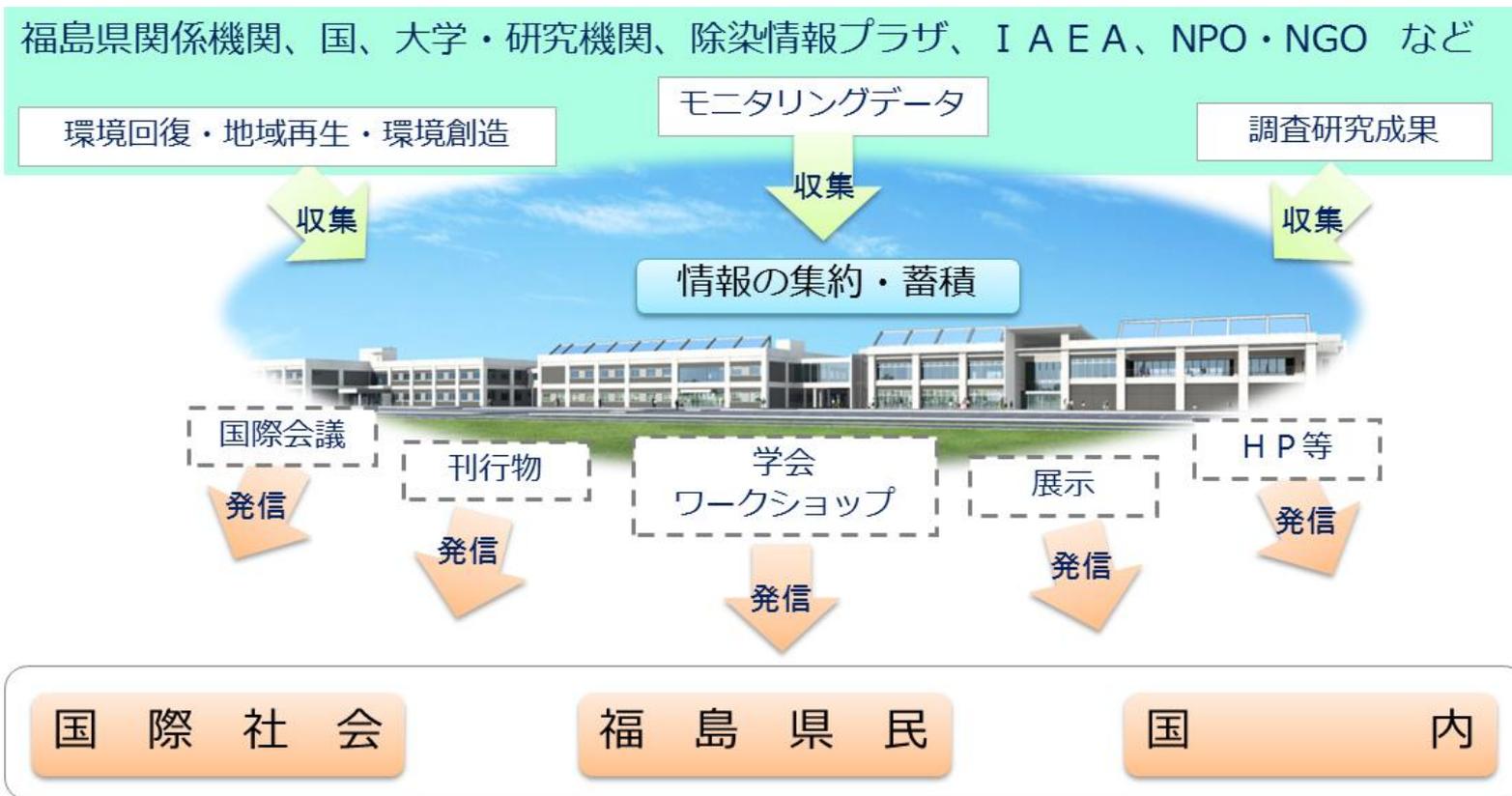
● 調査研究

- ① 放射線計測 ② 除染・廃棄物 ③ 環境動態 ④ 環境創造



● 情報収集・発信

- ① モニタリングデータの収集・発信
- ② 調査研究成果の収集・発信
- ③ 環境回復・地域再生・環境創造に関する情報の収集・発信
- ④ 交流棟における取組



福島県の環境回復・地域再生・環境創造などの理解促進
風評被害の防止

● 教育・研修・交流

- ① 環境放射能等に関する教育
- ② 環境の回復・創造に関する技術研修
- ③ 県民・NPO・関係機関等との交流



● 事業の評価

事業の評価は、本方針の基本的考え方を踏まえ、適切に事業の評価を行うとともに、その結果を県民委員会及び運営戦略会議に報告し、意見・助言を受けることとする。

評価を行った事業については、評価結果を踏まえ継続、変更など適切に対応する。

また、関係する資料は広く県民に公表する。

● 方針の見直し

フェーズ1の終了年度である平成30年度を一つの区切りとして、環境創造センターによる事業成果等の評価を行い、その結果を踏まえて本方針の見直しを行うとともに、フェーズ2以降の方針を策定する。